

上級会員制度規程

(総 則)

第1条 本規程は、会員を対象とした上級会員制度について定める。

(目 的)

第2条 学会は会員の活発な活動により支えられ、発展し、社会に貢献していくものである。電気技術に関する専門家として、電気学会の諸活動において活躍している会員に対して、敬意を表するとともに、更なる学会の発展に向けて貢献をお願いすることを目的に上級会員を設置する。なお、上級会員は正会員の中に設置する。

(資 格)

第3条 電気学会関連分野の技術者、科学者、教育者、技術管理者で、少なくとも累積で5年間以上電気学会の会員として在籍しており、電気学会の諸活動の支援および電気学会の諸事業の活用において、顕著な貢献を行った電気学会正員とする。名誉員、准員、学生員は対象外とする。

(申 請)

第4条 申請は所定の書類に必要事項を記載のうえ行う。なお、申請は隨時行うことができるものとする。
また、申請先は電気学会総務課とする。

第5条 原則として自薦とする。他薦による申請も認めるが、少なくとも1名以上の名誉員、正会員からの推薦を必要とする。

(審 査)

第6条 各部門・支部内に上級会員推薦検討委員会を設置して部門・支部としての上級会員候補者を毎年8月に選定し、本部内に設置する資格審査委員会へ推薦する。

第7条 上級会員の審査は、原則として上級会員申請のための評価シート（以下、評価シート）に基づき行う。但し、評価シートには記載できない特記事項があれば、申請書の中に設けた推薦書の内容を勘案する。審査項目については、別に定める「上級会員審査項目に関する申し合わせ」による。
2. 候補者が本部事業での貢献が多く、部門・支部上級会員推薦委員会で十分に確認・検討できない場合は、本部事務局に照会を行う。

第8条 資格審査委員会は、上級会員の最終審査、調整を行う。審査結果は理事会に報告し承認を得る。
資格審査委員会の構成は、下記のとおりとする。

委 員 長：副会長（総務企画担当）

副委員長：総務企画理事

委 員：財務会計理事

編修出版理事

研究調査理事

専務理事

各部門総務企画担当

各支部総務企画幹事

事 務 局：総務課

(表彰方法等)

第9条 上級会員の認定を受けた会員に対しては、会長による称号の認定書を授与するとともに、学会誌ならびに電気学会ホームページに名前を記載する。上級会員の称号は、学会の会員資格が継続する限り、上級会員の称号は永続的に継続するものとする。なお、本人の申し出により、返上できるものとする。

また、上級会員の認定を受けた会員の申請に基づき、会員の所属長に対し、感謝状を贈呈する。

(責務)

第10条 上級会員の認定を受けた会員に対する責務は、特に規定しない。但し、継続的な貢献をお願いする。

(選出規模)

第11条 上級会員の数については、正員総数の10%を目安とする

(付則)

1. 平成15年3月5日、理事会にて承認制定。
2. 本規程は、平成15年4月1日より実施する。
3. 平成22年3月3日、理事会において一部改正。
4. 平成25年10月2日、理事会において一部改正。
5. 平成26年10月3日、理事会において一部改正。
6. 平成30年3月8日、理事会において一部改正。

上級会員審査項目に関する申し合わせ

上級会員審査項目については、下記のとおり申し合わせる。

1. 会員在籍期間における電気学会の諸活動を審査対象とする。活動には、各種委員会の委員や論文の査読者などの「学会諸活動の支援」と論文発表などの「学会諸活動の参加」による活動があるが、前者に重きをおくものとする。
2. 資格審査委員会は、審査にあたって、点数化した電気学会の諸活動を累積し、申請時において評価総合点が 30 点を超えた正員の中から、推薦書の内容等を勘案のうえ上級会員候補として選出するものとする。

(改廃等)

1. 平成 25 年 9 月 9 日、総務会議において承認制定。